

議 事 日 程

平成 2 8 年 第 6 回 定 例 会
6 月 2 3 日 (木) 午後 3 時 0 0 分
五所川原市中央公民館 2階 第 3 会 議 室

- 第 1 開 会
- 第 2 議 席 指 定 の 確 認
- 第 3 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
- 第 4 会 期 の 決 定
- 第 5 前 回 会 議 録 の 承 認 (第 5 回 定 例 会)
- 第 6 教 育 長 の 報 告
- 第 7 付 議 案 件
 - 1 議 案 第 2 0 号 五 所 川 原 市 少 年 相 談 セ ン タ ー 少 年 指 導 員 の 決 定 に つ い て
- 第 8 報 告 事 項
 - 1 平 成 2 8 年 度 い じ め 防 止 対 策 事 業 に つ い て
- 第 9 そ の 他

※ 次 回 定 例 会 開 催 予 定 日 平 成 2 8 年 7 月 2 1 日 (木) 午 後 1 時 3 0 分
五 所 川 原 市 金 木 庁 舎 4 階 第 1 会 議 室

平成 2 8 年

五所川原市教育委員会
第 6 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第20号 五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について P 1

報告事項

- 1 平成28年度いじめ防止対策事業について P 4

議案第20号

五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について

新たに次の2名を五所川原市少年相談センター少年指導員として決定したいので、教育委員会の同意を求める。

平成28年6月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市少年相談センター規則第5条第3項の規定により、五所川原市少年相談センター少年指導員の決定について同意を求めるため提案するものである。

五所川原市少年相談センター少年指導員

○委嘱指導員

五所川原地区

氏 名		主 な 活 動	任 期
佐 藤 あけみ	さとう あけみ	P T A	平成28年6月1日～ 平成29年3月31日
山 内 五十鈴	やまうち いすず	P T A	平成28年6月1日～ 平成29年3月31日

○五所川原市少年相談センター規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第33号

五所川原市少年相談センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市少年相談センター（以下「相談センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談センターは、少年の指導及び少年問題に関する資料の収集並びに広報その他必要と認める業務を行う。

(職員)

第3条 相談センターに所長その他の必要な職員を置く。

(運営)

第4条 相談センターの運営の基本的な業務事項は、教育委員会において審議する。

(少年指導員の定数及び任期等)

第5条 相談センターに少年指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員の定数は、60人以内とする。

3 指導員は、関係行政機関の職員及び団体の構成員並びに有識者の中から教育委員会が委嘱する。

4 指導員は、非常勤とする。

5 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導員の職務)

第6条 指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 業務計画に基づく、非行の早期発見及び非行防止のための指導

(2) 少年の問題行動について必要と認められる継続指導

2 指導員は、少年指導員証（別記様式）を携帯し、前項に規定する職務に際し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、相談センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

別記様式（第6条関係）

平成28年度いじめ防止対策事業について

I 趣 旨

いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進めることで、市全体で子供の健やかな成長を支える風土を醸成する。

(※この事業は、「五所川原市いじめ防止基本方針」に基づき、市民全員が子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会づくりを進めていくために、教育委員会として推進するものである。)

II 事業の概要

1 五所川原市いじめのない社会啓発ポスター

(1) 概要・目的

小・中学校を対象に、いじめ防止のための社会や家庭、学校の在り方をテーマにした「五所川原市いじめのない社会啓発ポスター」を募集する。そして、その中の優秀作品12作品を選び、カレンダーを作成して、学校や市の関係機関に配布・掲示することで、いじめのない社会作りへの関心を高める。

(2) ポスターの募集

- ① 対 象 : 市内各小・中学校
- ② 募集期間 : 平成28年6月～平成28年9月
- ③ 応募数 : 各校20点以内
- ④ 表 彰 : 最優秀賞 2点 (小学校1点、中学校1点)
優秀賞 10点 (小学校7点、中学校3点)

※表彰式は市小中美術展準備日(平成29年2月20日(月))に会場(エルムホール)で行う。また、入賞ポスターは美術展において展示する。

(3) カレンダーの配布

- ① 作成部数 : 1000部(小学校・中学校の優秀作品12作品で作成)
- ② 配布時期 : 平成29年2月末
- ③ 配布先 : 市教育委員会関係機関、市関係機関、警察、児童相談所等
※市小中美術展会場においても配布する。

2 いじめ防止子どもサミット～いじめゼロを目指して～

(1) 概要・目的

五所川原市内各小・中学校の児童生徒の代表を集め、いじめをなくすための話し合いをさせることで、一人一人のいじめに対する意識の高揚を図るとともに、いじめ防止に向けた児童生徒自身による具体的な対策案を考えさせる。さらには、「いじめゼロ宣言」づくりを行い、「いじめ防止フォーラム」において発表させることで、今後各小中学校において、児童生徒の活動を進めるきっかけづくりとする。

- (2) 開催日 : 平成28年7月28日(木) 9:00～11:40

(3) 場 所 : 五所川原市学習情報センター

(4) 参加者 : 市内小中学校代表者各 2 名 (できれば男女各 1 名ずつ) 計 3 4 名
各学校引率教員各 1 名 計 1 7 名

(5) 日 程

8:40	9:00	9:10	10:00	10:10	11:20	11:40	11:55
受付	開始式	協議会①	休憩	協議会②	閉会式	片付け	

(6) その他

① 児童生徒の交通手段については、ジャンボタクシーを手配する。(3台)

② 子どもサミットの様子をビデオ等で記録し、青少年健全育成フォーラムにおいて、その概要を発表してもらう。

3 青少年健全育成フォーラム

(1) 概要

青少年の健やかな成長を市全体で支える風土を醸成するため、広く市民に参加を呼びかけ、子供たちのいじめ防止の取組や五所川原市いじめゼロ宣言を発表するとともに、講演を行うフォーラムを開催する。

(2) 開催日時 : 平成 2 8 年 8 月 2 0 日 (土) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

(3) 開催場所 : 五所川原市ふるさと交流圏民センター「オルテンシア」
ふるさと交流ホール

(4) 内 容 : ○ 開会式 (開会の言葉、主催者・共催者挨拶) (10分)
○ 発 表 ① 市内中学校生徒会によるいじめ防止についての発表
(五所川原第四中学校生徒: 15分)
② 五所川原市いじめ防止子どもサミットについての発表
(子どもサミット参加児童生徒: 20分)
○ 講 演 【講師】弘前大学大学院医学研究科附属
子どものこころの発達研究センター
特任准教授 栗林 理人 (くりばやし みちと)
【内容】いじめや不登校などの問題を子どもの心の発達と
いう面からとらえ、学校や家庭、地域としての支
援在り方と子どもたち同士で支え合うための方法
○ 宣 言 五所川原市いじめゼロ宣言 (5分)

(5) その他

① 各小中学校から、教員・PTA 関係者 5 名以上、児童生徒を 5 名以上を参加させる。

② 児童生徒の交通手段については、スクールバス 3 台を運行する。

③ 子どもサミット及び青少年健全育成フォーラムをきっかけとして、各小中学校において、児童生徒自身によるいじめ防止の取組を計画し、実践してもらう。